

「自民党選挙公約（案）政権公約Jーファイル2012」に関する会長声明

11月21日に自民党の政権公約が公表された。私たちは社会福祉専門職団体として、社会保障や社会福祉に関する公約に注目していた。しかし、次の点については見解が異なり、ここに会長としての見解を表明する。

1. 「自助」「自立」を第一に社会保障制度を目指すことについて

政権公約では、「社会保障・財政」の前文において、『自助』、『自立』を第一に、『共助』、『公助』を組み合わせ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を目指す」とされている。しかしながら、「自助」、「自立」を強調することは、国の責任である「公助」を国民から遠ざけるものであり、個人ではどうにもならない社会環境や社会情勢を、個人の努力不足として切り捨てられる懸念をぬぐいきれない。「自助」を第一にするのではなく、国民のそれぞれの状況に応じて、「自助」、「共助」、「公助」が組み合わせられるべきである。

2. 項目163 生活保護制度について

政権公約では「生活水準については、勤労者の所得水準、物価、年金のバランスを踏まえ、生活保護の給付水準を10%引き下げます」とされている。しかしながら、生活保護の給付水準は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための基準であって、引き下げ率10%ありきで議論するものではない。さらには現状の所得水準や年金額ありきと考えること自体が適切とは言えない。

生活保護制度は、不正受給には厳格な対処が必要だが、「入りやすく出やすい」ことを基本とし、政権公約の後半に書かれている「ケースワーカーのマンパワーを拡充」し、被保護者の自立助長することが第一に推進されるべきである。

3. 項目158 介護支援専門員の積極的活用

政権公約では、『介護保険施設』において介護支援専門員の専従化を進め、自立支援や在宅復帰に向けた施設機能の強化と活性化」を図るとされているが、単に専従化することが入所者の自立支援等を促すとするのは早計であり、すでに入所者の生活を支援するために配置されている生活相談員や支援相談員と連携・協働を促すすべきである。さらには、職員として専従化することが中立性の確保に影響を与えないか懸念がある。

また、「介護支援専門員の国家資格化を目指します」とされているが、介護支援専門員は介護保険制度を適切に運営する資格の一つであって国家資格に馴染むとは考えにくい。また国民から見た場合、社会福祉の国家資格として位置づけられている社会福祉士や精神保健福祉士との違いがわかりにくくなる懸念があり、それぞれの資格者の支援活動に支障をきたす恐れがある。

介護支援専門員のあり方については、現在、厚生労働省内に検討会が設置され、検討されている最中であり、その結果を踏まえることが重要と考える。

2012年11月26日
社団法人日本社会福祉士会
会長 山村 睦